

来院者駐車場の委託業者等の使用要領

- 1 この要領は，市立函館病院来院者駐車場管理規程（以下「管理規程」という。）に基づく以外に委託業者等の使用料の徴収方法および使用に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 駐車場を使用しようとする者は，別記様式1の来院者駐車場使用等申請書を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者が許可した場合は，別に定める定期駐車券を交付する。
なお，定期駐車券を紛失した際は，実費弁償を請求する場合がある。
- 4 委託業者等が，駐車する場所は，病院が指定した番号の位置とする。
なお，その場所が一般来院者に使用されている場合は，病院が指定した場所に駐車する。
- 5 委託業者等が駐車する時は，駐車許可書を車内の外から見える場所に置く。
- 6 管理規程第9条第2項に「定期駐車券の交付を受ける者に係る使用料は，当該交付の際に納付しなければならない」とあるが，委託業者等で1ヶ月以上継続して使用する者は，使用する月の21日までに使用料を納入することとする。
- 7 使用期間は，原則として1ヶ月単位とするが，やむを得ない事情によるときは，使用料の概ね5日間（1,000円）割計算とする。
- 8 この要領は，平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和 4 年 9 月 1 日から施行する。